

# 第 21 期

## 第 9 回大分県内水面漁場管理委員会

### 議 事 録

開催日時 令和 5 年 11 月 29 日（水） 14 時 00 分

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号  
大分県水産会館 5 階 研修室



第21期大分県内水面漁場管理委員会 第9回委員会

1. 開催日時 令和5年11月29日(水) 14時00分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 藤本勝美  
手島勝馬  
久寿米木洋子  
北西滋  
岩本郁生(会長、議長)  
園田賢文  
坂井美穂  
北村東太  
  
欠席委員 飯倉速美、宮名利 光 廣  
  
漁業管理課 大屋課長、倉橋参事、大石課長補佐(総括)、中川主幹、  
大竹主査、甲斐主任  
  
臨席者 幸秀夫(鶴崎漁協)、渡辺哲夫(堅田川漁協)、御手洗  
吉徳(堅田川漁協)、三ヶ尻孝文(北部振興局)、竹下洋  
海(中部振興局)、金澤 健(南部振興局)
4. 議事録署名委員 藤本勝美委員、北村東太委員
5. 審議事項及び審議結果  
第1号議案 漁業権一斉切替えに伴う共同漁業の免許について  
審議の結果 異議のない旨答申することに決した  
第2号議案 漁業権一斉切替えに伴う第五種共同漁業の遊漁規則の認可  
について  
審議の結果 異議のない旨答申することに決した  
第3号議案 第五種共同漁業権に係る増殖事業の令和5年度中間実績  
について  
審議の結果 報告のとおり確認した  
第4号議案 大分県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の公開等に  
関する規程の一部改正について  
審議の結果 原案のとおり承認することに決した

## 6. 審議概要

参 事 ただいまから第21期第9回大分県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

本日の説明を行います漁業管理課の倉橋です。よろしくお願いいたします。はじめに、本日の委員の出席状況ですが、委員10名中8名が出席されており、過半数を超えていますので、漁業法第173条による漁業法第145条第1項の準用規定により、本委員会が成立していることをご報告します。

それでは、大屋漁業管理課長からごあいさつを申し上げます。

大屋課長 ( あいさつ )

参 事 ありがとうございます。

議事に入ります前に、本日使用する資料を確認します。本日もタブレットを用いて説明しますので、タブレットの中に議案書があるかを確認してください。途中で画面が飛んでしまったり不都合があった場合は、議事進行中でも、挙手をお願いいたします。担当者が補助いたします。また、紙の議案書が必要な方は、お申し付け下さい。

また、先に郵送し、本日持参をお願いしていた資料はお持ちでしょうか。お手元にご準備いただき、適宜参照しながら審議いただければと思います。

それではこれより議事に入ります。

事務規程第8条第1項により、会長が議長を務めることとなっていますので、岩本会長に以後の議事進行をお願いいたします。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員を決めたいと思います。

藤本委員さんと北村委員さんをお願いします。

それでは議事に入ります。第1号議案の「漁業権一斉切替えに伴う共同漁業の免許について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

参 事 それでは、議案書の2ページをご覧ください。第1号議案「漁業権一斉切替えに伴う共同漁業の免許について」です。

漁業権一斉切替えに伴い、内水面における共同漁業の免許をするに当り、漁業法第70条及び第171条第4項の規定に基づき、知事から本委員会に対し意見を求められたものです。

次の3ページをご覧ください。知事からの諮問文です。次の4

ページをご覧ください。漁業権一斉切替えにつきましては、昨年の委員会において説明しましたが、時間も空きましたので、改めて説明させていただきたいと思います。本県では現在、内水面における共同漁業権12件を免許しており、この存続期間が令和5年12月31日で満了します。それに合わせて次期の免許に向けた手続を行うものです。

続いて、「2. 免許の手続について」をご覧ください。免許の流れを図で示しています。昨年度の2月6日に内水面漁場計画の内容に関する諮問を受け、これに対し本委員会から「異議なし」とする旨の答申を出しました。その後、4月25日付の大分県報にて内水面漁場計画は告示され、12件の漁業権について今年の7月1日から10月16日までの間に、県が免許の申請を受け付けたところでした。

続いて、「3. 今回の諮問について」をご覧ください。漁業法第70条及び第171条第4項の規定に基づき、知事は、漁業権の免許申請があったときは、本委員会の意見を聴かなければなりません。これは、県が漁業権の免許にあたり恣意的な判断を行うことを防止するとともに、漁業調整上の問題が生じないように、本委員会にも確認の機会を確保するためのものです。本日の委員会にて、申請者の適格性を審査し、承認されれば、令和6年1月1日付けで免許される予定です。

今回県が設定した12件の漁業権に対し、12件の免許申請がありました。いずれも競願はありませんでしたので、申請者が後ほど説明する欠格要件に該当せず、免許についての適格性がありと認められれば、県は免許を行います。漁業権一斉切替えの概要に関する説明は以上です。

次の5ページをご覧ください。「4. 免許を受けることができる者について」です。まず、表の一番上の手続に関する要件です。免許申請は、水産業協同組合法第50条の規定により、漁業協同組合の総会又は総代会の特別議決事項となっており、総会又は総代会に正組合員の半数以上が出席し、その3分の2以上の多数による議決を行う必要があります。

次に、上から2段目、「免許をしない場合」です。漁業権の免許の基準については、漁業法第71条第1項において「免許をしない場合」、いわゆる欠格要件が定められており、これに該当しない場合に免許を受けることができます。具体的には、「免許についての適格性を有する者でないとき」「漁場計画と異なる内容の申請があったとき」「漁業権の不当な集中となるとき」「漁場の敷地が他人の所有であり、その同意がないとき」です。これら

のうちいずれか1つでも該当する場合は、知事は免許を行ってはありません。

次に、表の上から3段目「免許についての適格性」です。共同漁業権については、「漁業権の関係地区をその地区内に含む漁業協同組合であること」と「関係地区内に住所を有し、1年に30日以上水産動植物を採捕又は養殖する者の3分の2以上が組合員であること」が法律上定められた要件です。

最後に表の一番下、「増殖計画」です。漁業法第168条の規定により、免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖を行う場合でなければ、知事は免許を行ってはありません。これらの手続や免許の適格性について、次のページから一覧表にしています。

次の6ページをご覧ください。こちらの資料は、漁場計画番号ごとに、左から漁場計画番号、免許申請者、漁業種類、漁業の名称、手続、欠格要件、免許についての適格性、増殖計画、競願の有無を一覧表形式で整理したものです。今回は、こちらのページから次の7ページまで記載している12件の漁業権について、共同申請を含む15の内水面漁業協同組合から申請がありましたので、上から順に見ていきます。

はじめに、内共第1号です。免許申請者は山国川漁業協同組合で、漁業種類は第五種、漁業の名称は、うなぎ等8種です。手続については、100名の総代のうち82名が出席し、81名の賛成により議決されているため問題ありません。なお、総会の議決が適正行われたことは、各漁協の総会議事録の抄本において県が確認しております。

次に、欠格要件ですが、申請内容は漁場計画と異なるものではなく、申請者は他に免許申請を行っていないため、漁業権の不当な集中にも該当しません。また、漁場の敷地が他者の所有であるという事実は確認できませんでした。

次に、免許についての適格性ですが、申請者は内共第1号の関係地区である中津市等をその地区に含んでいるため、問題ありません。次に、関係地区内に住所があり、年間30日以上水産動植物の採捕等を行う者は536世帯あり、その3分の2以上である473世帯が組合員であるため、問題ありません。

次に増殖計画について、申請時に増殖計画が提出されており、免許を受けた場合には増殖行為を行う意思があるため問題ありません。なお、増殖に関する計画と実績は、今後も本委員会の中で引き続き報告することとしております。以上が内共第1号についてです。

以降の免許申請については、申請ごとに内容が異なる議決数及び世帯数のみ抜粋して説明します。

次は、内共第2号です。免許申請者は宇佐山郷淡水漁業協同組合、長洲河川漁業協同組合、駅館川漁業協同組合の3漁協による共同申請です。漁業種類は第一種及び第五種で、漁業の名称はあおのり等12種です。総会の議決については、宇佐山郷淡水漁協は120名の正組合員のうち108名が出席し、その3分の2以上である107名が賛成しているため、問題ありません。長洲河川漁協も125名の正組合員のうち103名が出席し、その3分の2以上である102名が賛成しているため、問題ありません。駅館川漁協も75名の正組合員のうち63名が出席し、その3分の2以上である62名が賛成しているため、問題ありません。

また、関係地区内に住む者の組合員の世帯数の割合については、宇佐山郷淡水漁協は143世帯のうち120世帯、長洲河川漁協は159世帯のうち125世帯、駅館川漁協は75世帯すべてが漁協の組合員であるため、いずれも3分の2を上回っており問題ありません。内共第2号については以上です。

次は、内共第3号です。免許申請者は大野川漁業協同組合と鶴崎漁業協同組合の2漁協による共同申請です。漁業種類は第一種及び第五種で、漁業の名称はあおのり等10種です。総会の議決については、大野川漁協は97名の総代のうち79名が出席し、その3分の2以上である78名が賛成しているため、問題ありません。鶴崎漁協も83名の正組合員のうち76名が出席し、その3分の2以上である75名が賛成しているため、問題ありません。

また、関係地区内に住む者の組合員の世帯数の割合については、大野川漁協は1,783世帯のうち1,591世帯、鶴崎漁協は77世帯すべてが漁協の組合員であるため、いずれも3分の2を上回っており問題ありません。内共第3号については以上です。

次は、内共第4号です。免許申請者は番匠川漁業協同組合です。漁業種類は第一種及び第五種で、漁業の名称はしじみ等6種です。総会の議決については、128名の正組合員のうち92名が出席し、その3分の2以上である91名が賛成しているため、問題ありません。

また、関係地区内に住む者の組合員の世帯数の割合については、159世帯のうち136世帯で、3分の2を上回っており問題ありません。内共第4号については以上です。

次は、内共第5号です。免許申請者は堅田川漁業協同組合で

す。漁業種類は第一種及び第五種で、漁業の名称はあおのり等7種です。総会の議決については、80名の正組合員のうち70名が出席し、その3分の2以上である69名が賛成しているため、問題ありません。

また、関係地区内に住む者の組合員の世帯数の割合については、77世帯すべてが漁協の組合員であるため、3分の2を上回っており問題ありません。内共第5号については以上です。

次は、内共第6号です。免許申請者は玖珠郡漁業協同組合です。漁業種類は第五種で、漁業の名称はうなぎ等5種です。総会の議決については、172名の正組合員のうち89名が出席し、その3分の2以上である88名が賛成しているため、問題ありません。

また、関係地区内に住む者の組合員の世帯数の割合については、198世帯のうち171世帯で、3分の2を上回っており問題ありません。内共第6号については以上です。

次は、内共第7号です。免許申請者は日田漁業協同組合です。漁業種類は第五種で、漁業の名称はうなぎ等9種です。総会の議決については、62名の総代のうち47名が出席し、その3分の2以上である46名が賛成しているため、問題ありません。

また、関係地区内に住む者の組合員の世帯数の割合については、296世帯のうち220世帯で、3分の2を上回っており問題ありません。内共第7号については以上です。

次は、内共第8号です。免許申請者は大分川漁業協同組合です。漁業種類は第一種及び第五種で、漁業の名称はあおのり等10種です。総会の議決については、100名の総代のうち99名が出席し、その3分の2以上である98名が賛成しているため、問題ありません。

また、関係地区内に住む者の組合員の世帯数の割合については、989世帯のうち785世帯で、3分の2を上回っており問題ありません。内共第8号については以上です。

次は内共第9号です。免許申請者は桂川漁業協同組合です。漁業種類は第五種で、漁業の名称はうなぎ等5種です。総会の議決については、68名の正組合員のうち68名が出席し、その3分の2以上である67名が賛成しているため、問題ありません。

また、関係地区内に住む者の組合員の世帯数の割合については、66世帯すべてが組合員であるため、3分の2を上回っており問題ありません。内共第9号については以上です。

次は内共第10号です。免許申請者は宇目町漁業協同組合です。漁業種類は第五種で、漁業の名称はうなぎ等7種です。総会



の議決については、78名の正組合員のうち61名が出席し、その3分の2以上である60名が賛成しているため、問題ありません。

また、関係地区内に住む者の組合員の世帯数の割合については、68世帯のうち64世帯で、3分の2を上回っており問題ありません。内共第10号については以上です。

次は内共第11号です。免許申請者は臼杵河川漁業協同組合です。漁業種類は第一種及び第五種で、漁業の名称はしじみ等8種です。総会の議決については、56名の正組合員のうち42名が出席し、その3分の2以上である41名が賛成しているため、問題ありません。

また、関係地区内に住む者の組合員の世帯数の割合については、81世帯のうち56世帯で、3分の2を上回っており問題ありません。内共第11号については以上です。

最後は内共第12号です。免許申請者は津江漁業協同組合です。漁業種類は第五種で、漁業の名称はうなぎ等5種です。総会の議決については、28名の正組合員のうち28名が出席し、その3分の2以上である27名が賛成しているため、問題ありません。

また、関係地区内に住む者の組合員の世帯数の割合については、28世帯すべてが組合員であり、3分の2を上回っており問題ありません。内共第12号については以上です。

また、いずれの漁業権についても競願はありませんでしたので、優劣を決める審査はありませんでした。

以上のことから、今回申請のあった12件の申請に対して免許をすることは妥当であり、この委員会で特段意見が出ない場合には、県は令和6年1月1日付けで各申請者に免許することとなります。以上で説明を終わります。

議 長           ただいま事務局から説明がありました。第1号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

藤本委員       津江漁協はどうなっていますか。なかったのでは。

参 事           津江漁協は、内共第12号で申請がありました。15個の漁協から12の共同漁業権について、今までと同じ申請者が申請しており、審査の結果いずれも適正だという説明をしたところです。津江漁協については、議案書の7ページに記載があります。

藤本委員 わかりました。

議 長 他にご意見ありませんか。ないようですので、第1号議案「漁業権一斉切替えに伴う共同漁業の免許について」は、原案のとおり異議のない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第1議案については、原案のとおり異議のない旨知事に答申することといたします。

次に、第2号議案の「漁業権一斉切替えに伴う第五種共同漁業の遊漁規則の認可について」を審議します。事務局から提案理由を説明してください。

参 事 それでは、議案書の8ページをご覧ください。第2号議案「漁業権一斉切替えに伴う第五種共同漁業の遊漁規則の認可について」です。

漁業権一斉切替えに伴い、漁業法第170条第1項の規定により大分県知事に遊漁規則の認可申請がありましたので、同条第4項の規定に基づき大分県知事から本委員会に対し意見を求められたものです。

次の9ページをご覧ください。知事からの諮問文です。次の10ページをご覧ください。

まずはじめに、遊漁規則の概要についてご説明します。「1. 遊漁規則について」をご覧ください。

漁業法第170条第1項の規定により、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員以外の者のする水産動植物の採捕、つまり遊漁について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとされています。今回、漁業権の一斉切替えに伴い、免許申請と併せて遊漁規則の認可申請が提出されたものです。

この遊漁規則については、漁業法第170条第2項によって、必ず規定しなければならない事項が定められています。下の黄色の四角で囲まれた箇所をご覧ください。「遊漁についての制限の範囲」「遊漁料の額及びその納付の方法」「遊漁承認証に関する事項」「遊漁に際し守るべき事項」「漁場監視員に関する事項」「違反者に対する措置に関する事項」となっております。今回は、これらに加え、「遊漁券の販売場所」について追加するよ

う、水産庁から指導を受けているところです。これらの事項が、全ての遊漁規則について規定されていることは、県がすでに確認済みです。

次に、遊漁規則の認可の基準についてですが、「2. 認可の基準」をご覧ください。漁業法第170条第5項により、知事は遊漁規則が「遊漁を不当に制限するものではないこと」「遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること」、このいずれにも該当するときは認可しなければなりません。ここでいう遊漁に対する「不当な制限」とは、破線で囲まれた四角の中にあるような、「漁協が行使規則で特に組合員に対して漁具・漁法を制限していない場合において、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障がないにも関わらず、遊漁者にのみ漁具・漁法の制限をすること」や「キャッチアンドリリース区間について、遊漁者にのみ設定すること」等が当たります。反対に、組合員に課している区域、期間、体長等の制限を同様に遊漁者に課すことや、特定の漁具・漁法を特定の資格を有する組合員にのみ認め、遊漁者に当該漁具・漁法の使用を制限することは不当ではない、とされています。

また、一番下に記載してあるように、遊漁規則の制定は、総会の議決事項です。今回申請のあった遊漁規則全てについて、総会の議決を経ていることを、議事録抄本によりすでに県が確認済みです。以上が、遊漁規則の概要です。

次の11ページをお開きください。遊漁規則の新旧対照表です。一番左に新、中央に旧、一番右に改正理由を載せております。今回内容が豊富であったため、各漁協の遊漁規則と併せて事前に郵送させていただきました。本日はこの新旧対照表により、変更がある箇所を中心にご説明しますので、遊漁規則をお持ちいただいている方は、適宜見ていただければと思います。なお、軽微な語句の修正や単なる条項の番号ズレについては説明を省略させていただきます。

それでは、11ページの内共第1号、山国川漁協です。第6条本文を「(ア)欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は(イ)欄に掲げる漁具・漁法でなければならず、(ウ)欄に係る遊漁料を納付する。」としています。これは、遊漁者が行くと、業として営む漁業者を圧迫するような漁獲圧の高い漁法(網等)の使用を禁止するものです。同条の表において、「ルアー使用は除く」を追加します。これは、ルアーが河川に残ると、漁業者のケガや網が破れるおそれがあることから、使用を禁止するものです。組合員に

対しても同様の制限をかける予定です。次の12ページをご覧ください。同条第3項に、遊漁券の販売場所を追加しています。内共第1号については以上です。

続いて、13ページをご覧ください。内共第2号、宇佐山郷淡水漁協ほか2漁協です。第7条において、遊漁券の販売場所を追加しています。内共第2号は以上です。

続いて、14ページをご覧ください。内共第3号の大野川漁協、鶴崎漁協です。この遊漁規則は、従来別個に作成されておりましたが、同一の漁業権内に関するものであるため、まとめるよう県から指導が行われたところでした。そのため、現行の両漁協の規定が見えるようにし、実質内容に変更があるもののみを載せております。

第1条は、ふなとすっぽんが削除となっています。これは、当該魚種が漁業権魚種から除外されたことに伴うものです。

次の15ページをご覧ください。大野川漁協区域における漁具・漁法の制限について、これまで「期間」の規定がありました。これは第4条に規定するため、当該表からは削除されています。次に、「ア 魚種」の欄の上から2段目について、新たにもくずがにが追加されています。これまでは「もくずがに」の採捕は認められていませんでしたが、組合員との公平性の観点から、「手釣り、竿釣り」のみ認めることとしています。次の16ページをご覧ください。禁止漁具等を定めた規定で、新たに「イ 区域」の欄を設けます。今回の統合に伴い、大分県漁業調整規則で禁止するものと大野川漁協が独自に禁止するものとで適用区域を分けるものです。

次の17ページをご覧ください。大野川漁協管理区域における「あゆ」に対して「ルアーの使用」を禁止します。あゆが釣れる区域の川底にルアーが残ると、友釣りをする遊漁者や漁業者がケガをするおそれがあることから禁止するものです。同様の制限を組合員にも課すことから、不当な制限には当たらないものと県は判断しています。

次に、第8条において、鶴崎漁協管理区域の遊漁料に「竿釣り」を追加します。次に同条第3項を新設し、遊漁券の販売場所を追加しています。内共第3号については以上です。

続いて、20ページをご覧ください。内共第4号、番匠川漁協です。第2条に第2項を新設し、新たにオンラインによる遊漁券の購入方法を規定します。次の21ページをご覧ください。第4条、もくずがにの遊漁期間の始期を「1月1日」から「8月16日」に変更します。これまでも、組合員はもくずがにが旬を迎え

る時期まで資源維持できるよう、「8月16日」まで漁を禁止していました。遊漁者も同様の制限としなければ、効果が弱まることから、今回組合員と同様の制限をかけるものです。次に、第6条の表に「もくずがに」を追加し、甲の巾が「5cm以下」のものを採捕禁止とします。資源保護のため、組合員と同様の制限をかけるものです。次の22ページをご覧ください。第7条の遊漁料の表に変更が出ていますが、記載を整理したのみで、内容に変更はありません。次の23ページをご覧ください。第7条第2項に遊漁券の販売場所を加えるものです。その下、第8条はこれまで遊漁承認証の様式を定めていましたが、様式を柔軟に変更できるよう、記載項目のみ箇条書きとします。内容はこれまでの遊漁承認証から変更ありません。これと同様に25ページにある第10条も漁場監視員証の様式を柔軟に変更できるよう、記載項目のみ箇条書きとします。内共第4号は以上です。

続いて、27ページをご覧ください。内共第5号、堅田川漁協です。第5条に新たに魚種の欄を設けます。当該禁止区域は、大分県漁業調整規則第41条の規定と同じ区間ですが、大分県漁業調整規則では対象魚種が指定されていることから、同じ魚種を対象とするものです。次に28ページをご覧ください。第7条の本文を「ア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる漁具及び漁法でなければならず、ウ欄に掲げる遊漁料を支払わなければならない。」とします。これにより、遊漁料の設定のない漁具・漁法について、明確に禁止するものです。ここに記載のない漁具・漁法で組合員に認められているものは、いずれも漁獲圧の高い網漁具等であるため、遊漁者に認めると漁業者の圧迫になることから、県は制限することも妥当としています。次の29ページをご覧ください。同条第2項に、遊漁券の販売場所を追加します。内共第5号は以上です。

続いて、33ページをご覧ください。内共第6号、玖珠郡漁業協同組合です。第2条本文に「又はオンラインシステムにより」を追加します。オンラインシステムによる遊漁券の購入方法を追加するものです。次に34ページをご覧ください。第3条第1項を新設し、禁止漁具・漁法を記載します。「動力を使用した船漁法」は漁獲効率が上がり乱獲につながるおそれがあることから、「碇針」は、針が水中に残るおそれがあることから禁止するものです。ともに組合員も禁止されています。「投網・建網・刺網」「たも網」「カシバリ・うなぎテボ」「こい笠・おいかわ笠」「爆弾釣り」は、漁獲圧が高い漁法であることや、遊漁者に認めると数の制限が困難になることから禁止するものであるため、不

当な制限ではないと県は判断しています。その他の漁具・漁法は、大分県漁業調整規則において禁止される漁法を確認的に記載するものです。次に同条第2項の表から「投網」の規定を削除します。これまで遊漁者に投網を認めていましたが、実際に行う人がいないことと、漁獲圧が高いことから、遊漁者が行くと漁業者の漁業経営を圧迫することが想定されることから禁止とするものであるため、不当な制限ではないと県は判断しています。次の35ページをご覧ください。第5条の表中、「玖珠川」を「森川」とします。現地確認の際、河川名が異なることが判明したため、訂正するものです。次に、第7条の本文を「ア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる漁具及び漁法でなければならず、ウ欄に掲げる遊漁料を、エ欄に掲げる場所に支払わなければならない。」とし、これまで第2項にあった規定をただし書とし「ただし、遊漁者が中学生以下及び肢体不自由者のときは無料とする。」とします。次の36ページにある第2項に遊漁券の販売場所を加え、次の37ページにある第3項を削除します。これは、あゆの投網は遊漁券購入実績もなく、漁獲圧が高いことから禁止するもので、うなぎの筥は、第1項の表に統合するものです。次に第8条ではこれまで遊漁承認証の様式を定めていましたが、様式を柔軟に変更できるよう、記載項目のみ箇条書きとします。内容はこれまでの遊漁承認証から変更ありません。これと同様に第10条も漁場監視員証の様式を柔軟に変更できるよう、記載項目のみ箇条書きとします。内共第6号については以上です。

続いて、39ページをご覧ください。内共第7号、日田漁協です。第3条の表から「うけ」を削除し、第2項を新設します。大分県漁業調整規則で禁止される「う飼」「火光利用」に加え、漁獲圧が高く漁業者の漁業経営を圧迫するおそれがある「建網」

「投網」「うけ」等を禁止するものです。また、従来第2項において禁止していた「なげ針」は新設した表に統合します。次に40ページをご覧ください。遊漁料の表のつくりを変更します。日田漁協では、購入した遊漁券より安い価格の遊漁券は購入せずに遊漁が可能という運用をしております。それを規程上明文化するために、表を変更するものです。また、舟等を使用した場合に別途納付する金額も遊漁料の表にありましたが、41ページにある第2項を新設し、わけて記載するものです。いずれも内容に変更はありません。次に、第3項に遊漁券の販売場所を加え、新たに「但し、遊漁する場合において納付する場合の遊漁料は、上記遊漁料に500円を加算した額とする。」を加えます。ここ数年、遊漁場所での遊漁券購入者が100件を超えており、中には漁場

監視員に見つからなければ支払いを逃れようとする者もいることから、遊漁制度の秩序維持の観点から、加算料を設けるものです。加算料は他の漁協においても導入されており、500円という金額も特別高いものではありません。なお、日田漁協の遊漁券はオンラインシステムでも24時間購入可能であるため、早朝の遊漁であっても対応可能となっています。次の42ページをご覧ください。第7条ではこれまで遊漁承認証の様式を定めていましたが、様式を柔軟に変更できるように、記載項目のみ箇条書きとします。内容はこれまでの遊漁承認証から変更ありません。これと同様に次の43ページにある第9条も漁場監視員証の様式を柔軟に変更できるように、記載項目のみ箇条書きとします。以上が、内共第7号についてです。

続いて、45ページをご覧ください。内共第8号、大分川漁協です。46ページにある第7条の表、舟等を使用した場合に別途納付する金額を、本文ただし書への記載に変更します。次に第3項に遊漁券の販売場所を加えます。以上が内共第8号についてです。

続いて、49ページをご覧ください。内共第9号、桂川漁協です。第3条の表から、「建網」の規定を削除します。建網は遊漁者に認めていない漁具であることから、削除するものです。次に第7条本文を「ア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる漁具及び漁法でなければならず、ウ欄に掲げる遊漁料を支払わなければならない。」とします。これにより、遊漁料の設定のない漁具・漁法について、明確に禁止するものです。ここに記載のない漁具・漁法で組合員に認められているものは、いずれも漁獲圧の高い網漁具等であるため、遊漁者に認めると漁業者の圧迫になることから、県は制限することも妥当としています。次に第3項に遊漁券の販売場所を加えます。内共第9号は以上です。

続いて、50ページをご覧ください。内共第10号、宇目町漁協です。第2条に「または組合が規定するオンラインシステムで行わなければならない。」を加えます。これは、オンラインシステムによる遊漁券の販売が開始されることに伴うものです。次に、第4項に遊漁券の購入場所を加えます。次の51ページをご覧ください。第3条で新たに「かにかご」を漁法に加えることに伴い、1人当りの個数制限を3個以内とします。組合員は1人10個以内ですが、遊漁者は組合員と異なり、人数の制限ができないことから、個数の制限をより厳しくするものです。次に、第2項にあゆ、うなぎ以外の魚種についての使用可能な漁具を明記し、第4項に「カナツキによる漁、夜間の漁（イサリ漁）、あゆ

のコロガシ漁を禁止する」を新設し、組合員と同じ制限をかけます。次に、第4条でもくずがにの遊漁期間を、組合員と同じ「8月1日から12月31日まで」とします。次の52ページをご覧ください。第6条を新設し、キャッチアンドリリース区間を設けます。対象魚種は「やまめ」で、区域は「桑原川における桑原発電所から北側の合流点までの間」、期間は「3月1日から9月30日まで」です。当該区域は、下流側にある宮崎県の北川漁協がえのはを放流する場所となっています。放流したえのはを上流側でとりつくすことのないよう、キャッチアンドリリース区間とするものです。組合員にも同様の制限をかける予定であることから、県は不当な制限ではないと判断しています。次に第7条に資源保護のため、もくずがにの全長の制限を「5cm以下（甲の中）」とします。次に、第8条の遊漁料の表について、ふな・はえ・わかさぎ・えのはの漁具・漁法から、「つけばり」を除外し、たも網をふなのみとします。いずれも、遊漁者が通常使用しないものを除外し、組合員に認めているものに合わせるものです。また、もくずがにが新たに遊漁の対象となることから、同じ表に、もくずがにの遊漁料を新たに設けます。以上が内共第10号です。

続いて、53ページをご覧ください。内共第11号、臼杵河川漁協です。第4条にもくずがにの遊漁期間を新たに「9月1日から12月31日まで」とします。これは組合員と同じ期間であるため問題ないと県は判断しています。次に、第7条第3項に遊漁券の購入場所を加えます。以上が、内共第11号です。

続いて、54ページをご覧ください。内共第12号、津江漁協です。内共第12号は「もくずがに」が漁業権魚種から除外されたため、遊漁規則の第1条から第3条まで、次の55ページの第4条、第6条、第7条はそれに伴う変更です。次の56ページをご覧ください。第7条第2項に遊漁券の販売場所を加えます。遊漁規則に関する説明は以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、第2号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

園田委員 大野川さんは、新しくあゆの遊漁で、ルアーの使用が禁止となっていますが、他の河川さんはそういったことは書かれていませんが、他の河川はルアーは可能ということでしょうか。

手島委員 日田漁協も禁止です。



- 園田委員 書かれていないですね。
- 手島委員 書いていないですね。
- 園田委員 そういうときは一般の遊漁者はとまどうのではないでしょう  
か。
- 手島委員 ルアーにもいろいろあって、大野川さんみたいにあゆのところ  
だけ禁止できればいいと思うのですが、日田は、えのはは、ルア  
ーは使用しているので、まるまるルアー禁止という方向にはでき  
ないと言われたので。あゆだけ禁止ができるのであれば、うちも  
載せたいと思います。
- 園田委員 禁止なら載せておいた方が良くと思いますが。
- 手島委員 販売店にはあゆるルアーは禁止と言っています。
- 園田委員 日田はそうなのですね。他の河川はわかりませんよね。
- 参 事 書いてある限りなので。ルアー禁止というのは、先ほど説明し  
たように、残った針とかが、他の漁業の障害になったりするの  
で、禁止しています。
- 園田委員 どの川か、わからないのですよ。みなさん同じような取り決め  
をされているかどうかわからないのですよ。  
それと、もう一点だけ。現地で遊漁券を持たずに釣りをされて  
いる方に、その場で徴収する場合がありますが、金額が500円アップ  
とか、100円アップと書かれていますが、これは日釣りも年券  
も同じように均一でその価格ということによいのですか。
- 手島委員 日田は、一緒です。年券でも日釣り券でも、現地で買えば50  
0円は足しますよということです。
- 園田委員 日釣り券も年券もへだてなくということですね。
- 手島委員 「券をかわずに現地でかえばよい」という人が増えると困るの  
で、少し高めの設定をして、きちんと遊漁券を買ってもらって遊  
漁してもらうための方法なのです。

園田委員 全然よいと思います。ただ、日釣り券1,000円、年券5,000円に、同じ500円アップで合うのかなと思って。

手島委員 うち、監視員に日当を払って監視してもらっています。うちから払う日当だけですませるかという、燃料代も高騰しているし、一日廻ってもらいと、距離も100キロ走ったりするので、高めの設定をさせてもらっています。

園田委員 高いとは思わないです。

手島委員 ありがとうございます。

参事 先ほどのルアーの件ですが、2号議案の時に、山国川漁協の説明をしたのですが、山国川は、ルアーが河川に残ると、漁業者が怪我したり、網にかかって破けたりするので、ルアーの使用を禁止をするもので、組合員に対しても同様の制限をかけています。遊漁規則に「ルアーの使用を除く」というところはそういう扱いで、書かれていないところは、そういう規制がないということです。

園田委員 山国川さんは、えのはのルアー釣りがだめということですか。確かルアー釣りされていると思うのですが。

参事 お手元に改正する遊漁規則があると思いますが、第6条に書いてあるとおりです。全漁業権対象魚種は、ルアーの使用は除くということです。

園田委員 山国川さんは、ルアー禁止と書かれていますね。大野川さんも禁止と書かれていましたね。他の番匠川、大分川漁協さんは禁止とは出てこないじゃないですか。こういう河川は使用してよいということですね。

参事 書いてあるとおりです。

園田委員 書いてなければOK、間違いないですか。

参事 書いていないところは禁止ではないということです。

大石課長補佐 補足させていただきますが、制限をしようとするときはルールをきめないといけません。遊漁規則に入っていないことは、基本的に制限できないということになっています。今回提出されているのは漁協さんから総会を経て提出されているものです。こちらから積極的にルアーを禁止してはどうですか、とは当然言えません。漁協さんから提出されたものに書かれていないということは基本的には制限をしないのだろうという判断をするしかないと思っております。

園田委員 ルアー禁止と書かれていなければ、基本的にOKということだと言われていますが、日田漁協さんそれでよいのですか。

手島委員 基本的には、うちはルアーはやらないということでした。ただ、「あゆのルアーを禁止にさせてくれ」といったら、「では、やまめはよいのですか」ということになって、やまめはうちは許可しています。あゆのところに、ルアー禁止と書けるのであれば書いていました。ルアーの禁止の部分があてはまるかどうかということになって。

うちは券を売るときに、「あゆのルアーはだめです。」「やまめ釣りでルアーを使用して良いか」と聞かれば「大丈夫」と言っています。

うちはほとんど毎日監視員がまわっているのです、そのような問題がでた時には、すぐ連絡もらえるようにしています。

園田委員 では、ルアーの使用はOKということですね。

大石課長補佐 基本的には制限ができません。漁協さんは、「切れたルアーが障害になるから」という理由で、「使わないでくださいね」と協力をしていただくということになります。お願いベースでしかありません。制限をする場合は遊漁規則に載せないと規制はできません。

委員の言われたとおり、えのはOKで、あゆはだめで、そのだめな理由として「ルアーが切れて流れていって障害になる可能性がある」という理由ですよね。どこの漁協さんに聞いても同じような理由を説明されるのですが。

そうなったときに、「えのはのルアーは切れてもよいのか」という話になりますよね。なかなかそこの整理ができていませんよね。えのはもあゆも禁止をしているところは、全部禁止という形で整理ができていますので遊漁規則に載せられます。

えのはを釣る人は良いけど、あゆを釣る人はだめ、というような形になってしまうと少し理由として理解が得られないですね。そこの整理をお願いしているところです。

園田委員 実際、大野川はやまめはルアーOK、あゆは禁止となっていますよね。

そこは、一般の人にも理解してもらわないといけないということですね。

大石課長補佐 大野川から説明をうけている内容としては、漁場の区分をしていないため、同じ漁場で友釣りをされる方とルアーを投げの方が一緒のところで行ってしまうと、友釣りの方が水の中に入っていて釣りをされると思うので、そこと同じ場所でルアーを釣られると危険ということで禁止しているようです。

園田委員 それを言われてもおかしいんですよ。やまめは、ルアーOKじゃないですか。やまめもえさ釣りの人がいて同じ漁場でやるじゃないですか、同じ理由になりますよね。大野川さんがどういう言い方をしたかはわかりませんが。

私が聞いたかったのは、ルアーを完全に禁止とうたっているところははっきりわかるし、一般の遊漁の人にも説明できるのですが、書かれてない河川についてはどうなのかと思ったので。

大石課長補佐 法律上は制限できません。制限しようと思えば書かないとだめなので、基本的にはできないということです。

園田委員 委 このような話し合いの後で、「うちもルアー禁止をいれよう」という河川が出てきたときはOKですか。

大石課長補佐 その場合、理由についてきちんと整理をしていただいて、変更の手続きをしてもらうことになります。当然、その時には委員会の中で変更の内容について審議していただいて問題がなければ認めるという形になります。

議 長 よろしいですか。

園田委員 はい。

議 長 他にご意見ありませんか。

北村委員 山国川漁協のルアー釣りの禁止ですが、耶馬溪ダムも含めての禁止ですか。

大石課長補佐 耶馬溪ダムは、漁業権が設定されている漁場区域ということで。

北村委員 (うなずく)

議長 他にご質問ないでしょうか。ほかにご意見もないようですので、第2号議案「漁業権一斉切替えに伴う第五種共同漁業の遊漁規則の認可について」については、原案のとおり異議のない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 意義がないようですので、第2号議案については原案のとおり異議ない旨知事に答申することとします。

次に、第3号議案「第五種共同漁業権に係る増殖事業の令和5年度中間実績について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

参事 それでは議案書57ページをご覧ください。第3号議案「第五種共同漁業権に係る増殖事業の令和5年度中間実績について」を説明します。

57ページの下の方に漁業法の抜粋を載せていますが、「第168条 内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。」と定められています。

また、「第169条 都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。」ことになっており、「第2項、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。」とされております。このため、第五種共同漁業権の免許を受けている各河川漁協の増殖事業について、例年、上半期までの中間実

績と最終見込みを内水面漁場管理委員会に報告し、進捗状況について確認をいただいているものです。

本県では従前から当該年度の組合経費の30%以上を増殖事業に充てることを義務として河川漁協に課しています。

各河川漁協では、毎年度、漁業権魚種の増殖計画をつくり、県に提出します。これを内水面漁場管理委員会で審議、承認しており、本年度の各漁協の増殖計画につきましては、本年7月19日に開催されました第21期第8回委員会でご審議をいただき、ご承認をいただいたものです。

この計画に基づく10月末までの中間実績について、各漁協からの報告を取りまとめて、計画と中間実績を2段書きにしたものが、議案書の58ページと59ページの一覧表です。

最初にこの表の見方についてご説明しますので58ページの上をご覧ください。①から⑦までの番号を付しています。

①は組合の年間の総経費見込みです。

②は増殖事業費です。

③が補助金を除いた増殖事業費の割合を示しており、先ほど申し上げました30%以上必要というのはこの数字です。

④、⑤、⑥は増殖事業費の内訳で、④が放流、⑤が産卵場造成、⑥がその他となっております。計画と実績がそれぞれ2段書きになっています。また、計画、実績とも、上の欄が量で、下の欄に金額を記載しています。

今後の事業予定がある漁協につきましては、3段書きにし、一番下に最終見込みの金額を記入しています。

最後の⑦は各漁協ごとの特殊事情や、今後の増殖事業を記載しています。また、「えのは」が「やまめ」なのか「あまご」なのかということもこの欄に記載しています。

さて、③の増殖事業費割合につきましては、各漁協の状況を実績の欄で見ていきたいと思えます。

最初に免許番号1の山国川漁協ですが、①の組合経費については3月末の見込みの数字ですが1,969万9千円で、②の増殖事業費の自己資金の10月末段階の実績が689万5千円で、③の増殖事業費割合が37.1%となっていますので、すでに30%を超えています。

次に免許番号2のうち駅館川漁協ですが、①の組合経費が459万5千円で、②の増殖事業費の自己資金の実績が202万1千円で、③の増殖事業費割合が48.4%となっていますので、30%を超えています。

同じく免許番号2の長洲河川漁協については、①の組合経費が

280万円で、②の増殖事業費の自己資金の実績が126万1千円で、③の増殖事業費割合が45.0%となっていますので、すでに30%を超えています。

同じく免許番号2の宇佐山郷淡水漁協についても、③の増殖事業費割合が44.9%となっていますので、30%を超えています。

次に、免許番号3のうち大野川漁協ですが、①の組合経費が3,923万1千円で、②の増殖事業費の自己資金の実績が1,078万1千円、③の増殖事業費割合が27.5%となっていますが、⑦の備考欄の5行目にありますように、今後、あゆの放流を予定しておりますので、最終的な増殖事業費割合は30.2%になる見込みです。

次の鶴崎漁協は、①の組合経費が548万8千円で、②の増殖事業費の自己資金の実績が159万円、③の増殖事業費割合が29.0%となっていますが、⑦の備考欄にありますように、今後あおりの増殖場造成を予定しておりますので、最終的な増殖事業費割合は31.7%になる見込みです。

免許番号4の番匠川漁協と、次の59ページの免許番号5の堅田川漁協については、③の割合が30%を超えています。

次に、免許番号6の玖珠郡漁協ですが、①の組合経費が1,163万4千円で、②の増殖事業費の自己資金の実績が191万2千円、③の増殖事業費割合が16.6%となっていますが、⑦の備考欄の3行目、4行目にありますように、今後、産卵場造成とやまめの放流を予定しておりますので、最終的な増殖事業費割合は31.7%になる見込みです。

次に、免許番号7の日田漁協ですが、①の組合経費が6,339万5千円で、②の増殖事業費の自己資金の実績が460万4千円、③の増殖事業費割合が7.6%となっていますが、⑦の備考欄の5行目にありますように、今後、あゆ、えのは、うなぎの放流等を予定しておりますので、最終的な増殖事業費割合は40.6%になる見込みです。

次の免許番号8の大分川漁協ですが、①の組合経費が3,683万5千円で、②の増殖事業費の自己資金の実績が613万1千円、③の増殖事業費割合が17.4%となっていますが、⑦の備考欄の最終行にありますように、今後、あゆの放流を予定しておりますので、最終的な増殖事業費割合は39.4%になる見込みです。

次の免許番号9の桂川漁協ですが、①の組合経費が120万円で、②の増殖事業費の自己資金の実績が19万円、③の増殖事業

費割合が15.8%となっておりますが、⑦の備考欄の2行目にありますように、今後、すっぽんの放流を予定しておりますので、最終的な増殖事業費割合は34.2%になる見込みです。

次の免許番号10～12の宇目町漁協、臼杵河川漁協、津江漁協については、③の割合が30%を超えています。

以上のように全ての漁協で③の増殖事業費割合が30%を超えている、又は今後、超える予定となっております。

こいの放流につきましては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止措置の継続を図ることが必要とされています。このため、水産庁の指導で、「こいを放流しなくても増殖していないことにはならない。」という取り扱いになっています。

また、「ふな」、「はえ」などは、種苗の入手が困難であるということから、産卵場造成による増殖を行っています。

以上で中間実績の説明は終わります。

議 長 ただいま事務局から説明がありました。第3号議案についてご質問、ご意見はありませんか。

ご意見もないようですので、第3号議案「第五種共同漁業権に係る増殖事業の令和5年度中間実績について」は、原案のとおり確認したとしてよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 それでは、第3号議案については、報告のとおり確認したとします。今後も、事務局は各漁協に積極的な増殖を指導してください。

次に、第4号議案「大分県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

参 事 議案書の60ページをご覧ください。

第4号議案「大分県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正について」を説明します。

令和4年11月にデジタル庁が「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」を策定し、全国の都道府県、市町村に対し、アナログ規制の見直しを呼びかけたことから、大分県では、条例、規則、要綱等におけるアナログ規制の見直しに取り組むこととなりました。これに伴い今回大分県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部を改正



するものです。

次の61ページをご覧ください。

「1 本規程の内容」ですが、本規程は大分県情報公開条例に基づいて、平成13年3月に大分県内水面漁場管理委員会が制定したもので、委員会が保有する公文書の公開について必要な事項を定めています。

「2 改正の概要」ですが、国から示された「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」の中で示されたFD（フロッピーディスク）等の記録媒体を指定する規制について、令和6年6月までを目途に見直しを行うものです。

今回、本規程の第6条がFD（フロッピーディスク）等の記録媒体を指定する規制の対象となったことから、旧式媒体の使用を改め、インターネットなどを利用した交付方法を追加するものです。

次の62ページをご覧ください。国が示した見直し方針についてです。四角の枠の中の赤字のアンダーライン部分をご覧ください。「原則全ての規定について、オンライン手続やクラウド利用等に関する規定を整備。加えてフロッピーディスクの使用を定める条項を撤廃」となっております。

議案書61ページにお戻りください。そのため、「3 改正の内容」としては以下の3つの内容になります。

一つ目は「（1）アナログ媒体の削除（第6条第1号）」です。公文書の記録の公開について「録音テープ」や「ビデオテープ」などのアナログ媒体を使用しないものとしています。また、二つ目は、「（2）電磁情報処理組織を利用した交付の方法の追加（第6条第1項に追加）」です。電磁情報処理組織とは、行政機関等の使用に係る電子計算機（コンピュータ）と当該行政機関等の手続の相手方の使用に係る電子計算機（コンピュータ）とを電気通信回線で接続したものをいいます。これを利用した交付を可能にします。簡単にいいますとインターネット回線を利用した交付を可能にするものです。

また、三つ目は、「（3）磁気ディスクの表現の変更（第6条2号）」です。「磁気ディスク等に複写したものの交付」から、「電磁的記録媒体に複写したものの交付」へ表現を抽象化します。これについては、今回は、資料としてはつけていませんが、令和5年3月に国が示した「フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制の見直しの考え方」において、指導されています。

資料の63ページをご覧ください。改正条文の新旧対照表です。下の欄が現行、上の欄が改正案になります。傍線を引いてい

る部分が改正部分で、先ほどの説明のように条文を変更しております。上の改正案で説明しますと、第6条 条例第十三条第一項の実施機関が定める方法は、当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は専用機器により再生したものの視聴とする。ただし、大分県内水面漁場管理委員会が適当と認めた場合は、当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複製したものの交付又は電子情報処理組織による交付とすることができる。」といたします。

デジタル法令用語を使用しているため、非常にわかりにくいと思いますので、これを簡単に言い換えますと、一番左の枠内のようになります。「条例第十三条第一項の実施機関が定める方法は、データを用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は専用機器により再生したものの視聴とする。ただし、大分県内水面漁場管理委員会が適当と認めた場合はデータをCD-ROMなどの媒体に複製したものの交付又はインターネットによる交付とすることができる」となります。

次の64ページをご覧ください。第1号様式「公文書公開請求書」の新旧対照表です。左が改正案で、アンダーラインが改正部分です。先ほどの第6条において改正した部分を書式上に反映させ、さらにわかりやすくするため、文言の追加等を行っています。

次の65ページをご覧ください。実際の告示案になります。施行日は、県が保有する他のアナログ規制の対象となる規則等の改正と併せて、令和6年4月1日としております。

また、この改正案については、県が保有する同様の規則等と合わせて、法令担当課と協議中です。よって、字句の修正など大きく内容に変更を伴わない軽微な修正については、事務局に一任いただくことをご了承いただきたいと思います。

以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

ご意見ございませんか。ご意見もないようですので、第4号議案「大分県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の公開等に関する規程」については原案のとおり一部改正することでご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第4号議案については、原案のとおり承認することとします。

以上で予定していた議案は終了いたしました。

次にその他の報告事項ですが、2点の報告があるようなので事務局は説明してください。

参事 まず、1点目の「令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会」の報告をいたします。

次の66ページをご覧ください。研修会はコロナウイルスの感染防止のため令和元年から開催が見送られていましたが、今年は、ウェブで10月4日に開催され、岩本会長に参加していただきました。

研修会では、茨城大学教育学部阿部教授から、「ミズワタクチビルケイソウが繁茂する条件を探る」というタイトルでの講演が、また、国立研究開発法人水産研究・教育機構 中村副部長から「内水面の漁協の経営改善と遊漁振興」についての講演がありました。各講演の内容については、67ページ以降に当日の資料を添付しておりますので、後ほどご覧ください。

次に2点目の「令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会」の報告をいたします。

86ページをご覧ください。

昨年度まで、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面会議となっておりましたが、4年ぶりに11月9日、10日に福岡市で対面で開催され、手島委員に出席していただきました。第1号議案から3号議案まで問題なく承認されています。

特に第1号議案の(1)令和5年度第1回漁場管理対策検討会結果については、現在の内水面の問題が集約されています、後日、ご一読いただければと思います。

また、第3号議案 次期開催県については、島根県に決まりました。

情報提供ということで、水産庁百瀬<sup>ももせ</sup>課長補佐から「シラスウナギの資源管理」「やるぞ内水面活性化事業」、九州大学の望岡<sup>もちおか</sup>特任教授から「ニホンウナギを守る」というタイトルで講演がありました。87ページ以降に当日の資料を添付しております。

なお、ただいま説明しました研修会と、西日本ブロック協議会の資料につきましては必要な方は、紙や電子ファイルでお渡ししますので、後でお申し付けください。以上です。

議長 ただいまの報告にご質問等はありませんか。

ないようですので、これで本日予定していた議案、報告すべて終了しました。他に何かありませんか。

他にないようであれば、これで本日の議事を終了します。スムーズな進行についてご協力いただきありがとうございました。

参 事           ご審議誠にお疲れ様でした。これをもちまして委員会を閉会します。

以上、第21期大分県内水面漁場管理委員会第9回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和5年11月29日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員